

## 南風デイサービスセンター運営規程

### (事業の目的)

第1条 この規定は、株式会社 南風が開設する南風デイサービスセンター（以下「事業所」という。）が行う指定地域密着型通所介護及び介護予防・日常生活支援総合事業（以下「指定地域密着型通所介護等」という。）の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所ごとに置くべき従事者（以下「通所介護従事者」という。）が要介護又は、要支援状態にある高齢者等に対し、適正な指定通所介護等のサービスを提供することを目的とする。

### (運営の方針)

第2条 事業所の通所介護従事者は、要支援者及び要介護者の心身の特性を踏まえて、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、さらに利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びにその家族の身体的、精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話及び機能訓練等の介護その他必要な援助を行う。

- 1 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健、医療、福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

### (事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は、下記のとおりとする。

- 1 名称 南風デイサービスセンター
- 2 所在地 京都府福知山市駅南町2丁目265番地

### (職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は、下記のとおりとする。

- 1 管理者 1名（通所介護従事者と兼務）

管理者は、事業所の通所介護従事者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

- 2 通所介護従事者（※員数は兼務再掲）

生活相談員 4名（常勤4名 介護職員を兼務）

看護職員 2名（非常勤2名 機能訓練指導員を兼務）

介護職員 7名（常勤4名、非常勤3名）\*兼務有

生活相談員は、指定地域密着型通所介護等の利用申し込みに係る調整、他の通所介護従事者に対する相談助言及び技術指導を行い、また他の通所介護従事者と協力して通所介護計画の作成等を行うとともに、自らも指定地域密着型通所介護等の提供にあたる。介護職員は、指定地域密着型通所介護等の提供にあたる。

看護職員は指定地域密着型通所介護等の提供にあたり、利用者の健康管理、相談、助言等にあたる。

- 3 機能訓練指導員 2名（看護職員兼務）

機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練指導、助言を

行う。

- 4 調理員 2名（非常勤）  
利用者の昼食等を調理する。
- 5 運転手 1名（非常勤）  
送迎用車両の運転、利用者の乗降を介助する。

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、下記のとおりとする。

- 1 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、12月31日から1月4日、8月14日から16日を除く。
- 2 営業時間 午前8時15分から午後5時15分までとする。
- 3 サービス提供時間 午前9時00分から午後4時00分までとする。

（指定通所介護等の利用定員）

第6条 事業所の利用定員は1日18人とする。

（指定通所介護等の内容）

第7条 指定地域密着型通所介護等の内容は、居宅サービス計画に基づいてサービスを行うものとする。ただし、緊急を要する場合にあっては、居宅サービス計画作成前であってもサービスを利用できるものとし、次に掲げるサービスから利用者が選定したサービスを提供する。

- 1 食事に関すること  
給食を希望する利用者に対して、必要な食事のサービスを提供する  
食事の準備、配膳下膳、食事摂取の介助、その他必要な食事の介助
- 2 入浴に関すること  
家庭において入浴することが困難な利用者に対して必要な入浴サービスを提供する  
衣類着脱の介護、身体の清拭、整髪、洗身、その他必要な身体の介助
- 3 排泄に関すること  
排泄時見守り、おむつ交換等必要な排泄介助のサービスを提供する
- 4 機能訓練に関すること  
体力や機能の低下を防ぐために必要な訓練及び日常生活に必要な基本動作を獲得するための訓練を行う
- 5 生活動作に関すること  
利用者が、生きがいのある快適で豊かな日常生活を送ることができるよう、生活面での指導・援助・アクティビティ・サービス(介護予防)を実施  
活動を通じて仲間づくり、老いや障害の受容、心身機能の維持・向上、自信の回復や情緒の安定を図る  
各種レクリエーション、音楽活動、制作活動、行事的活動、体操
- 6 健康チェックに関すること  
血圧、体温、脈拍の測定等、健康チェックを行う
- 7 相談・助言に関すること  
利用者及びその家族の日常生活における介護等に関する相談及び助言を行う

## 8 送迎に関すること

自宅と事業所間の送迎サービスを実施。移動、移乗動作の介助

## 9 その他

利用者の心身の状態に応じて、必要な支援及びサービスを提供する  
養護、医療機関などとの連携した支援、その他必要な介護

(指定居宅介護支援事業者との連携等)

第8条 指定地域密着型通所介護等の提供にあたっては、利用者にかかる指定居宅介護支援事業者及び介護予防支援事業者（以下「指定居宅介護支援事業者等」という。）が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健・医療・福祉サービス利用状況等の把握に努める。

- 1 利用者の生活状況の変化、サービス利用方法・内容の変更希望があった場合、当該利用者担当の指定居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、綿密な連携に努める。
- 2 正当な理由なく指定地域密着型通所介護等の提供を拒まない。但し、通常の事業実施地域等を勘案し、利用希望者に対して指定地域密着型通所介護等の提供が困難と認めた場合、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者等と連携し、必要な措置を講ずる。

(個別援助計画の作成等)

第9条 指定地域密着型通所介護等の提供を開始する際には、居宅サービス計画の内容、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている状況並びに家族の介護状況を十分把握し、通所介護計画を作成する。

- 1 通所介護計画の作成・変更の際には、利用者又は家族に対し、当該計画の内容を説明し同意を得る。

(サービスの提供記録の記載)

第10条 通所介護従事者は、指定地域密着型通所介護等を提供した際には、その提供日・内容、当該指定地域密着型通所介護等について、介護保険法第41条第6項又は法第53条第2項の規定により、利用者にかわって支払いを受ける保険給付の額、その他必要な事項をサービス提供記録に記載する。

(指定地域密着型通所介護等の利用料等及び支払いの方法)

第11条 指定地域密着型通所介護等を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし当該指定地域密着型通所介護等が法定代理受領サービスであるときは、その1割、2割、3割の額とする。

- 1 食費 700円（昼食費 580円、おやつ費 120円）
- 2 その他の費用は実費とする（レクリエーションに伴う材料費、おむつ代、ひげそりの刃物代）
- 3 第11条の1から3の費用の支払いを受ける場合は、利用者又はその家族に対して事前に重要事項説明書を説明した上で、支払いに関する同意を得るものとする。
- 4 指定地域密着型通所介護等の利用者は、事業所の定める期日に、別途契約書で指定する方法により納入することとする。
- 5 指定地域密着型通所介護等のサービスをキャンセルした場合の扱いは、別途重要事項説明書に記載のキャンセル料を徴収する。

(通常の事業の実施地域)

第 12 条 通常の事業の実施地域は、福知山市（南陵及び桃映生活圏域）とする。但し、上記以外の地域に居住する者で指定地域密着型通所介護等のサービスの希望があった場合には、事前の相談を必要とする。

(指定地域密着型通所介護等の利用契約)

第 13 条 指定地域密着型通所介護等の提供を開始するにあたって、本規程に沿った事業内容の詳細について、利用者及び家族等に契約書の書面をもって説明し、同意を得た上で、利用者又はその家族等と利用契約を締結するものとする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第 14 条 利用者は指定地域密着型通所介護等の提供を受ける際に、次の事項について留意するものとする。

- 1 サービスの利用に当たっては、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態を職員に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるよう留意する。

(緊急時等における対応方法)

第 15 条 通所介護従事者は、指定地域密着型通所介護等を実施中に、利用者の病状等に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

- 1 指定地域密着型通所介護等を実施中に天災その他の災害が発生した場合、利用者の避難等の措置を講ずるほか、管理者に連絡の上その指示に従うものとする。

(非常災害対策)

第 16 条 事業所は、消防法に規定する防火管理者を設置して、消防計画を作成するとともに、当該計画に基づく次の業務を実施する

- 1 消火、通報及び避難の訓練（年 1 回）
- 2 消防設備、施設等の点検及び整備
- 3 通所介護従事者の火気の使用又は取扱いに関する監督
- 4 その他防火管理上必要な業務

(衛生管理及び通所介護従事者の健康管理等)

第 17 条 事業所は、指定地域密着型通所介護等に使用する備品を清潔に保持し、定期的な消毒を施す等、常に衛生管理に十分留意するものとする。

- 1 事業所は、通所介護従事者に対し感染症等に関する基礎知識の習得に努めるとともに労働基準監督署の定めのとおり、年 1 回以上の健康診断を受診させるものとする。

(個人情報保護について)

第 18 条 事業所は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

- 1 事業所が得た利用者及びその家族の個人情報については、介護サービスの提供以外の目的では原

則的に利用しないものとし、サービス担当者会議等において、利用者や家族の個人情報を用いる場合は個人情報利用同意書にて同意を得た上で、利用するものとする。

(秘密保持等)

第 19 条 通所介護従事者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する

- 1 事業所は、通所介護従事者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、通所介護従事者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、通所介護従事者との雇用契約の内容とする。

(苦情処理)

第 20 条 管理者は、提供した指定地域密着型通所介護等に関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当職員を置き、解決に向けて調査を実施し、改善の処置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。

(事故発生時の対応)

第 21 条 事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族、指定居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに必要な措置を行う。

- 1 事業所は、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。
- 2 事業所は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(虐待防止に関する事項)

第 22 条 事業者は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- 1 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- 2 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- 3 その他虐待防止のために必要な措置

事業者は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(その他運営についての留意事項)

第 23 条 事業所は、通所介護従事者の質的向上を図るための研修の機会を次の通り設けるものとし、業務体制を整備する。

- 1 採用時研修 採用後 2 ヶ月以内
- 2 継続研修 年 1 回
- 3 通所介護従事者は、その勤務中常に身分を証明する証票を携行し、利用者から求められたときは、これを提示するものとする。
- 4 事業所は、この事業を行うため、ケース記録、サービス提供票、利用者負担金収納簿、その他必要な帳簿を整備するものとする。
- 5 この規程の定める事項の他、運営に関する重要事項は、株式会社 南風が定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 26 年 12 月 1 日より施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日より改定施行する。

附 則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日より改定施行する。

附 則

この規定は、平成 29 年 4 月 1 日より改定施行する。

附 則

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日より改定施行する。

附 則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日より改定施行する。

附 則

この規程は、令和 元年 10 月 1 日より改定施行する。

附 則

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日より改定施行する。

附 則

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日より改定施行する。

附 則

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日より改定施行する。

附 則

この規程は、令和 5 年 6 月 1 日より改定施行する。

附 則

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日より改定施行する。

附 則

この規程は、令和 6 年 7 月 1 日より改定施行する。